

赤色TSマーク付帯保険の補償内容と支払い対象

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡又は重度後遺障害（1～4級） 一律 100万円 ● 入院15日以上 一律 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡又は重度後遺障害 限度額 1億円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院15日以上 一律 10万円
補償の適用	TSマークが貼付された自転車に搭乗中（同乗者も含むが、国内の事故により、事故の日から180日以内に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害（1～4級）を被った場合及び入院15日以上の傷害を被った場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が第三者に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害（1～7級）を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が、第三者（加害者）が、第三者（被害者）に傷害を負わせ、その第三者が入院15日以上となった場合（法律上の損害賠償責任を負う場合）
支払いの対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賠償責任の当事者は搭乗者本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ・ 搭乗中の人は、自転車の所有車である必要はありません。借りて搭乗していた方も適用になります。 ・ 搭乗中とは、自転車から降りて押して歩いている場合も含まれます。 ・ 事故は、道路上で起きた者に限られません。 		
支払いできない主な場合	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ・ 道路以外の場所で競技、興業（練習を含む）のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ・ 自転車搭乗者の故意による事故・地震・噴火・津波による事故 <p>【傷害補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）又は腰痛で他覚症状のないもの <p>【賠償責任補償・被害者見舞金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の親族・同乗者に対する傷害や賠償事故・対物事故 等 ・ 暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払いできないことがあります。 		